

第39回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成23年11月25日（金）
午後2時
場所 宮城県行政庁舎4階
特別会議室

第39回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

1 開催年月日及び場所

平成23年11月25日（金）午後2時から2時40分まで
宮城県行政庁舎4階 特別会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|---|-------|
| ・横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 | 桑原唯夫 |
| ・仙台検疫所次長 | 石灘務 |
| ・横浜植物防疫所塩釜支所長 | 和田英男 |
| ・東北経済産業局産業部産業振興課課長補佐
（産業振興課長 木村研一 代理） | 相馬広志 |
| ・東北運輸局交通環境部物流課長 | 藤原博之 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所副所長
（東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 諸星一信 代理） | 小澤正司 |
| ・宮城海上保安部交通課長 | 田中利夫 |
| ・東北地方整備局企画部環境調整官 | 原田吉信 |
| ・仙台市都市整備局総合交通政策部参事兼交通政策課長 | 佐藤良一 |
| ・石巻市建設部参事
（建設部長 櫻田公二 代理） | 高田浩穂 |
| ・塩竈市産業環境部商工港湾課みなとまちづくり係長
（産業環境部長 荒川和浩 代理） | 伊藤英史 |
| ・気仙沼市建設部長 | 小野寺伸 |
| ・女川町水産農林課長 | 武山欣一郎 |
| ・宮城県震災復興・企画部理事兼次長 | 上飯屋尚 |
| ・宮城県環境生活部環境対策課長
（宮城県環境生活部次長（技術担当） 加茂雅弘 代理） | 安倍睦夫 |
| ・宮城県農林水産部理事兼次長 | 伊本廣一 |
| ・宮城県土木部技監兼次長 | 佐藤敬 |
| ・宮城県土木部次長 | 菅原芳彦 |

3 議題

(1) 報告

第38回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

(2) 審議

議案第1号 石巻港港湾計画の軽易な変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(2) 挨拶

宮城県土木部佐藤技監兼次長から、今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から、幹事総数20名中出席18名、うち本人出席14名、代理出席4名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

(4) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部技監兼次長の佐藤幹事が務めることとされた。

(5) 議事録署名人の指名

横浜植物防疫所塩釜支所長和田英男幹事と仙台市都市整備局総合交通政策部参事兼交通政策課長佐藤良一幹事が指名された。

(6) 議事

イ 報告

第38回宮城県地方港湾審議会幹事会議案のその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

ロ 審議

議案第1号 石巻港港湾計画の軽易な変更について

事務局から、石巻港港湾計画の軽易な変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 佐藤幹事>

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました議案第1号につきましてご意見、あるいはご質問などございませんでしょうか。

<宮城海上保安部交通課長 田中幹事>

計画書4ページの中にある3番の水域施設計画について質問がございます。ここで幅員が200メートルということになっておりますけれど、従来のものとなると入り口が

200メートル、屈曲して出るところも200メートルという状況です。今回の改正案では、入るところ200メートルで、出るところが250メートルという形になります。どちらの数字で実施されるのでしょうか。

<事務局>

計画資料（案）の11ページをご覧いただきたいと思います。パンフレットでは21ページになります。ご指摘いただきましたとおり釜航路の入り口からはパンフレットでは200メートル、屈曲部分が280メートル、航路の入り口・釜地区の中に入っていくところが200メートルの航路になっております。

今回は11ページでお示しましたように、280メートルの屈曲部分を310メートル、釜の進入口で200メートルを250メートルとしておりますが、航路として必要な最低限の幅で200メートルを航路計画として計画しているということでございます。

<宮城海上保安部交通課長 田中幹事>

わかりました。

<議長 佐藤幹事>

その他ございませんでしょうか。

<石巻市建設部参事 高田幹事>

石巻市は大震災で大きな被害を受け、現在、復旧復興に努めているところでありますが、今回の専用バースの公共化、そして戦略バルク港湾の連携港としての計画の変更が石巻にとって大きな復興の糧となります。従いまして、今回の港湾計画の変更は、石巻の復興計画にリンクしているものであるとご理解していただければと思います。

それから、今回の埋立て処分場の件ですが、従来から静穏度の確保に向け、国による南防波堤及び県による西防波堤の整備が進められているところでございます。今回、この埋め立てによって静穏度はもちろん南防波堤の整備が進捗することになると思いますが、埋め立てにより静穏度に変化があるのかどうか確認したいと思います。

<議長 佐藤幹事>

事務局の方、お願いいたします。

<事務局>

石巻港における風波という通常の波浪に対する静穏度については、既存の南防波堤・西防波堤をもって、引き続き基準の97.5%は確保されております。この点につきまして

は、今回埋め立てをしても変わりはありません。従来からご指摘があるように、石巻港で大型の貨物船が長周期の波によって全体の動揺がおきるということで、安全な船舶の着岸と荷役を確保するため防波堤の整備をお願いしております。そういった意味では、南防波堤と西防波堤の根本を塞ぐという工事を着実に進めていることで、こういった長周期波の静穏度を図れるという形になっています。また、係留実態に対してさまざまな影響が出るということであれば、当初いろいろ長周期に対して検討した事項がございますので、そういったところでの対応策をとっていけば、十分現在より安全ないわゆる静穏度が確保された港になると思っておりますので、逐一状況を利用者と相談しながら対応していきたいと考えております。

<議長 佐藤幹事>

その他にございますか。

(発言なし)

<議長 佐藤幹事>

それではご意見ご質問等がないようでございますので、お諮りしたいと思います。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会で報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 佐藤幹事>

ないようでございますので、原案のとおり適当であると報告することにいたします。それでは、今回の報告事項、それから審議事項以外でご意見ご質問等ございましたら、どなたかいかがでしょうか。

(発言なし)

<議長 佐藤幹事>

ないようでございますので、以上をもちまして本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これもちまして、第39回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。

す。幹事の皆様方にはお忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号について、原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適切であることを認め、署名押印する。

第39回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人
